

議 事 録

| | | | |
|----------|--|------|-----|
| 会 議 名 | 令和6年 第2回 寒川町農業委員会 定例総会 | | |
| 開催日時 | 令和6年2月26日(月)午後1時30分から | 開催形態 | 公 開 |
| 開催場所 | 寒川町民センター 3階講義室 | | |
| 出席委員 | <p>農業委員 会長：8番 中村 基寛 委員：2番 金子イツ子 3番 市川 幹雄 4番 五島 修 5番 福岡 喜輝 6番 三澤 伸喜 7番 相田 孝</p> <p style="text-align: right;">計8名</p> | | |
| 欠席委員 | 1番 大久保 泰明 | | |
| 農業委員会事務局 | 事務局長：西島雄一 副主幹：渡辺和宏 主任主事：吉岡聡巳 | | |
| 傍聴人 | | | |
| 議 事 | <p>日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 非農地証明願について 日程 第3 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第4 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 日程 第5 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第6 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について</p> | | |
| 会議の概要 | <p>会 長：ただ今から、令和6年第2回定例総会を開会いたします。欠席委員は1番1名です。出席委員は8名中7名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。本日の議事録署名人に、7番と8番を指名いたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。初めに、日程第1、農地法第3条の規定による許可申請について、議案番号10号を上程いたします。本案件について、7番が関係人となっておりますので、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席いただきます。</p> <p>(7番 退席 退出)</p> <p>事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号10号を朗読)</p> <p>(説明) 当案件は、位置図にありますとおり田端地区の農用区域農地1筆です。譲受人は、トラクターや管理機、コンバイン等を所有しており、水稻や露地野菜を作付しています。自宅から当該地までの通作距離は約800mで、徒歩約10分です。また、権利を有するすべての農地を効率的に耕作し、農作業に従事する日数が年間150日以上であるため、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>会 長：続いて、隣接地区担当農業委員である私から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。</p> <p>会 長：先日事務局職員と現地確認しました。現状きれいに管理されておりました。譲受人は農地法の要件を満たしていると思いますので問題ないと思います。引き続き、この状態を維持していただきたいと思います。</p> <p>会 長：それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> | | |

(5番挙手)

5番：譲受人の耕作面積が小さいですが、もともと農家として耕作されていた方ではないのでしょうか。

事務局：昔から農業をやられているようですが、議案に記載の面積が、現状他市含めての耕作面積となっています。農地法第3条の許可申請で、以前要件としてあった下限面積が撤廃されたことから、小規模の農家についても農地法の要件を満たすこととなります。

会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会長：では総員挙手ですので、議案番号10号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。それでは、審議が終わりましたので7番は入室してください。

(7番入室着席)

会長：次に日程第2、非農地証明願について、議案番号11号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号11号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり宮山地区にある農業振興地域内農地1筆です。申請地は、航空写真の状況から少なくとも昭和44年から駐車場及び倉庫敷地として使用していました。その後申請者が相続し、農地法違反であることが判明したため申請に至りました。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第2種農地です。農地への復元が難しく、他の農地に影響はないと思われまますので、非農地証明交付はやむを得ないとなりました。

会長：続いて、地区担当農業委員である2番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

2番：12月26日と1月16日事務局職員と現地確認しました。当該地は申請人の自宅敷地の一部で、物置があるのとそれ以外は砂利が敷いてあり駐車場として使用されていました。農地としての復元は難しいと考えますのでやむを得ないと思います。

会長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会長：では総員挙手ですので、議案番号11号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。続いて、議案番号12号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号12号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり宮山地区にある農業振興地域内農地1筆です。申請地は、平成17年に隣地直売所の開発に当たり農地転用した筆の残地で、現況は未利用地です。開発当時、当該地には看板が設置されていたため、その部分を除いて直売所の開発区域を設定し農地転用したため、残地として一部農地のままとなっておりました。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第3種農地です。地積が5㎡と小さ

く、位置、面積、形状等から、農地として耕作の用に供することができないと認められ、また、他の農地に影響はないと思われまので、非農地証明交付はやむを得ないとしました。

会 長：続いて、地区担当農業委員である2番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

2 番：2月6日事務局職員と現地確認しました。当該地は店舗駐車場の北側にあり、以前は看板が立っていましたが現状看板はなく土の状態です。2月18日に隣接地店舗の副店長に立ち会っていただき、看板のことや、この部分だけ農地が残った経緯等を聞いたところ、詳細についてはわからず、当時のことを知っている職員は現在いないと思うとのことでした。位置、面積、形状等から農地として利用することは難しいと考えますので、やむを得ないと思います。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号12号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。続いて、議案番号13号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号13号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり小動地区にある農業振興地域内農地1筆です。申請地は、航空写真の状況から少なくとも平成8年から住宅敷地の一部及び山林の状態でした。その後申請者が相続し、農地法違反であることが判明したため申請に至りました。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第2種農地です。農地への復元が難しく、他の農地に影響はないと思われまので、非農地証明交付はやむを得ないとしました。

会 長：続いて、地区担当農業委員である3番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3 番：2月16日事務局職員と現地確認しました。1月総会の議案番号4の場所と同じ敷地内であり、敷地内には空き家があり、当該地は一部がその敷地の入り口部分になっており、また、それ以外の部分は雑木が生えており、農地としては利用できない状態です。住宅敷地内ということもありやむを得ないと思います。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号13号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。次に、日程第3、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号14号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号14号を朗読)

(説明) 当該地は小動地区にある農用地域内の農地1筆で、現況は畑です。期間については約4年10か月間で、借り手は令和4年度に新規就農し、トラクターやハンマーナイフ、野菜乾燥機などを保有しております。

会長：続いて、地区担当農業委員である3番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3番：2月16日事務局職員と現地確認しました。当該地はリサイクルセンターの入り口の近くで、今まで耕作されていなかった場所です。譲受人は近隣でもかなり耕作しており問題ないと思います。

会長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会長：では総員挙手ですので、議案番号14号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。次に、日程第4、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告番号10号及び11号の2件、日程第5、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告番号12号から17号の6件、日程第6、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告番号18号から20号の3件、以上、一括して事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局：農地法第3条の3第1項の規定による届出については、議案書のとおり2件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出については、議案書のとおり6件、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、議案書のとおり3件届出がありました。いずれも添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

会長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会長：農地法第3条の3第1項の規定による届出について、相続人は農家として耕作されているのでしょうか。

事務局：両者とも農家ではないと思います。

会長：相続された農地について、今後どのようにされるか等案内や相談等はできていますか。

事務局：農地を所有している方が亡くなった場合、町の「おくやみコーナー」で、ご家族の方に今後の手続きについて説明する中で、農地についてのご意向も併せて確認しており、お困りの方については、相談をお受けしています。報告番号10号の相続人については、農地の斡旋希望とのこととございます。報告番号11号の相続人については、今後農地としての利用を考えておらず、土地利用を含め検討中とのこととございます。

会長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告事項については了承されたことといたします。

最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。

(特になし)

会長：では、以上をもって、令和6年第2回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。

| | |
|-----|-----------------------|
| 資 料 | 1. 令和6年第2回定例総会議案及び位置図 |
|-----|-----------------------|

議事録署名人 相田 孝 議事録署名人 中村 基寛

本議事録は、令和6年3月25日、承認・署名を得て確定しました。